

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年一月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月二十五日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 成塚中瀬線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
深谷市中瀬字向島一三〇二番六地先 から同市中瀬字向島一五四一番一 地先まで		区 間
一五・二〇〇～一五・九四	一五・二〇〇～一五・九四	敷地の幅員 (メートル)
一五・三〇		延長 (メートル)
		備 考